

# 設計業務等共通仕様書

令和3年8月

富山県土木部

設計業務等共通仕様書 目次

第1編 共通編  
第1章 総則

第1101条	適用	1-1
第1102条	用語の定義	1-1
第1103条	受発注者の責務	1-3
第1104条	業務の着手	1-3
第1105条	設計図書の支給及び点検	1-3
第1106条	調査職員	1-3
第1107条	管理技術者	1-4
第1108条	照査技術者及び照査の実施	1-4
第1109条	担当技術者	1-5
第1110条	提出書類	1-6
第1111条	打合せ等	1-6
第1112条	業務計画書	1-7
第1113条	資料の貸与及び返却	1-7
第1114条	関係官公庁への手続き等	1-8
第1115条	地元関係者との交渉等	1-8
第1116条	土地への立入り等	1-8
第1117条	成果品の提出	1-9
第1118条	関連法令及び条例の遵守	1-9
第1119条	検査	1-9
第1120条	修補	1-10
第1121条	条件変更等	1-10
第1122条	契約変更	1-10
第1123条	履行期間の変更	1-10
第1124条	一時中止	1-11
第1125条	発注者の賠償責任	1-11
第1126条	受注者の賠償責任	1-11
第1127条	部分使用	1-11
第1128条	再委託	1-12
第1129条	成果品の使用等	1-12
第1130条	守秘義務	1-12
第1131条	個人情報取扱特記事項	1-13
第1132条	安全等の確保	1-15
第1133条	臨機の措置	1-16
第1134条	履行報告	1-16
第1135条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-16
第1136条	行政情報流出防止対策の強化	1-16
第1137条	暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置	1-18
第1138条	保険加入の義務	1-18
第1201条	使用する技術基準等	1-19
第1202条	現地踏査	1-19
第1203条	設計業務等の種類	1-19
第1204条	調査業務の内容	1-19
第1205条	計画業務の内容	1-19
第1206条	設計業務の内容	1-19
第1207条	調査業務の条件	1-20
第1208条	計画業務の条件	1-20
第1209条	設計業務の条件	1-20
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	1-21
第1211条	設計業務の成果	1-22
第1212条	維持管理への配慮	1-23

第2章 設計業務等一般

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

第1節 河川環境調査の種類  
第2節 環境影響評価

第3節 河川水辺環境調査

第2章 河川調査・計画

第4節 成果品  
第1節 河川調査・計画の種類  
第2節 洪水痕跡調査  
第3節 計画降雨検討

第2101条	河川環境調査の種類	2-1
第2102条	環境影響評価の区分	2-1
第2103条	計画段階配慮書(案)の作成	2-1
第2104条	方法書(案)の作成	2-2
第2105条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	2-3
第2106条	調査	2-3
第2107条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	2-4
第2108条	準備書(案)の作成	2-5
第2109条	評価書(案)の作成	2-5
第2110条	評価書の補正等	2-6
第2111条	河川水辺環境調査の区分	2-6
第2112条	魚介類調査	2-6
第2113条	底生動物調査	2-7
第2114条	植物調査	2-7
第2115条	鳥類調査	2-8
第2116条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	2-8
第2117条	陸上昆虫類等調査	2-8
第2118条	河川環境基図作成調査	2-9
第2119条	河川空間利用実態調査	2-9
第2120条	成果品	2-10
第2201条	河川調査・計画の種類	2-11
第2202条	洪水痕跡調査	2-11
第2203条	計画降雨検討の区分	2-12
第2204条	ティーセン法による検討	2-12

# 設計業務等共通仕様書 目次

		第 2205 条	降雨強度曲線による検討	2-12
	第4節 基本高水・計画高水流量検討	第 2206 条	基本高水・計画高水流量検討の区分	2-13
		第 2207 条	貯留関数法による検討	2-13
		第 2208 条	準線形貯留型モデルによる検討	2-15
		第 2209 条	雨量確率手法による検討	2-15
		第 2210 条	流量確率手法による検討	2-16
	第5節 低水流出解析	第 2211 条	低水流出解析	2-17
	第6節 河道計画	第 2212 条	河道計画(大規模河川)	2-18
		第 2213 条	河道計画(中小河川)	2-20
	第7節 内水処理計画	第 2214 条	内水処理計画	2-21
	第8節 利水計画	第 2215 条	利水計画検討	2-23
	第9節 正常流量検討	第 2216 条	正常流量検討(大規模河川)	2-25
		第 2217 条	正常流量検討(中小河川)	2-27
	第10節 氾濫水理解析	第 2218 条	氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)	2-29
	第11節 総合治水対策調査	第 2219 条	総合治水対策調査	2-30
	第12節 洪水予測システム検討	第 2220 条	洪水予測システム検討	2-37
	第13節 成果品	第 2221 条	成果品	2-40
第3章 河川構造物設計	第1節 河川構造物設計の種類	第 2301 条	河川構造物設計の種類	2-41
	第2節 築堤設計	第 2302 条	築堤設計区分	2-41
		第 2303 条	築堤予備設計	2-41
		第 2304 条	築堤詳細設計	2-43
	第3節 護岸設計	第 2305 条	護岸設計の区分	2-45
		第 2306 条	護岸予備設計	2-45
		第 2307 条	護岸詳細設計	2-47
	第4節 樋門設計	第 2308 条	樋門設計の区分	2-50
		第 2309 条	樋門予備設計	2-50
		第 2310 条	樋門詳細設計	2-51
	第5節 床止め設計	第 2311 条	床止め設計の区分	2-54
		第 2312 条	床止め予備設計	2-54
		第 2313 条	床止め詳細設計	2-56
	第6節 堰設計	第 2314 条	堰設計の区分	2-58
		第 2315 条	堰予備設計	2-58
		第 2316 条	堰詳細設計	2-61
	第7節 水門設計	第 2317 条	水門設計の区分	2-64
		第 2318 条	水門予備設計	2-64
		第 2319 条	水門詳細設計	2-66
	第8節 排水機場設計	第 2320 条	排水機場設計の区分	2-67
		第 2321 条	排水機場予備設計	2-68
		第 2322 条	排水機場詳細設計	2-69
	第9節 成果品	第 2323 条	成果品	2-72
第4章 水文観測業務	第1節 総則	第 2401 条	水文観測業務の種類	2-75
		第 2402 条	対象観測所	2-75
		第 2403 条	業務の実施基準	2-75
	第2節 水文観測所保守点検	第 2404 条	水文観測所保守点検の目的	2-75
		第 2405 条	水文観測所保守点検の内容	2-75
		第 2406 条	観測所整備	2-76
		第 2407 条	水文観測所保守点検の成果物	2-76
	第3節 流量観測	第 2408 条	流量観測の目的	2-76
		第 2409 条	作業確認	2-76
		第 2410 条	観測班の編成	2-76
		第 2411 条	流量観測所整備	2-77
		第 2412 条	流速計の検定	2-77
		第 2413 条	現地調査	2-77
		第 2414 条	低水流量観測の方法	2-77
		第 2415 条	低水流量観測の成果物	2-77
		第 2416 条	高水流量観測の方法	2-77
		第 2417 条	作業確認指示事項及び連絡事項の定義	2-77
		第 2418 条	高水流量観測の成果物	2-78
		第 2419 条	ADCPによる流量観測の方法	2-78
		第 2420 条	ADCPによる流量観測成果物	2-78
		第 2421 条	電波式流速計による流量観測の方法	2-78
		第 2422 条	電波式流速計による流量観測成果物	2-78
		第 2423 条	画像解析による流量観測の方法	2-78
		第 2424 条	標定点の設置・座標の測量	2-78
		第 2425 条	画像解析による流量観測成果物	2-79
	第4節 水位流量曲線作成	第 2426 条	水位流量曲線作成の目的	2-79
		第 2427 条	水位流量曲線作成の方法	2-79
		第 2428 条	水位流量曲線作成の成果物	2-79
		第 2429 条	水文資料整理	2-79
		第 2430 条	水文資料の定義	2-79
		第 2431 条	水文資料整理の目的	2-79
		第 2432 条	水文資料整理の方法	2-79
第3編 海岸編	第1章 海岸構造物設計	第 3101 条	海岸構造物設計の種類	3-1
	第2節 堤防、護岸設計	第 3102 条	堤防、護岸設計の区分	3-1
		第 3103 条	堤防、護岸予備設計	3-1
		第 3104 条	堤防、護岸詳細設計	3-4
	第3節 胸壁設計	第 3105 条	胸壁設計の区分	3-7
		第 3106 条	胸壁予備設計	3-7

設計業務等共通仕様書 目次

			第 3107 条	胸壁詳細設計	3-9
		第4節	突堤設計	突堤設計の区分	3-12
			第 3108 条	突堤予備設計	3-12
			第 3109 条	突堤詳細設計	3-14
		第5節	離岸堤設計	離岸堤設計の区分	3-16
			第 3111 条	離岸堤予備設計	3-16
			第 3112 条	離岸堤詳細設計	3-18
		第6節	潜堤・人工リーフ設計	潜堤・人工リーフ設計の区分	3-21
			第 3114 条	潜堤・人工リーフ予備設計	3-21
			第 3115 条	潜堤・人工リーフ詳細設計	3-23
		第7節	消波堤設計	消波堤設計の区分	3-25
			第 3117 条	消波堤予備設計	3-25
			第 3118 条	消波堤詳細設計	3-27
		第8節	津波防波堤設計	津波防波堤設計の区分	3-29
			第 3120 条	津波防波堤予備設計	3-29
			第 3121 条	津波防波堤詳細設計	3-31
		第9節	砂浜設計	砂浜設計の区分	3-33
			第 3123 条	砂浜予備設計	3-33
			第 3124 条	砂浜詳細設計	3-35
		第10節	附帯設備設計	附帯設備設計の種類	3-37
			第 3126 条	水門及び樋門設計の区分	3-38
			第 3127 条	水門及び樋門予備設計	3-38
			第 3128 条	水門及び樋門詳細設計	3-40
			第 3129 条	排水機場設計の区分	3-43
			第 3130 条	排水機場予備設計	3-44
			第 3131 条	排水機場詳細設計	3-47
			第 3132 条	陸閘設計の区分	3-51
			第 3133 条	陸閘予備設計	3-51
			第 3134 条	陸閘詳細設計	3-53
		第11節	成果品	成果品	3-56
			第 3135 条		
			第 3136 条		
第4編	砂防及び地すべり編				
第1章	砂防環境調査	第1節	砂防環境調査の種類	第 4101 条	砂防環境調査の種類
		第2節	自然環境調査	第 4102 条	自然環境調査の区分
				第 4103 条	魚類調査
				第 4104 条	植物調査
				第 4105 条	鳥類調査
				第 4106 条	両生類・は虫類・ほ乳類調査
				第 4107 条	陸上昆虫類調査
				第 4108 条	底生動物調査
		第3節	景観調査	第 4109 条	景観調査
		第4節	溪流空間利用実態調査	第 4110 条	溪流空間利用実態調査
		第5節	成果品及び貸与資料	第 4111 条	成果品
				第 4112 条	貸与資料
第2章	砂防調査・計画	第1節	砂防調査・計画	第 4201 条	砂防調査・計画の種類
		第2節	砂防調査	第 4202 条	砂防調査の区分
				第 4203 条	土砂・洪水氾濫対策調査
				第 4204 条	土石流対策調査
				第 4205 条	流木対策調査
				第 4206 条	火山砂防調査
		第3節	砂防計画	第 4207 条	砂防計画の区分
				第 4208 条	土砂・洪水氾濫対策計画
				第 4209 条	土石流対策計画
				第 4210 条	流木対策計画
				第 4211 条	火山砂防計画
		第4節	成果品	第 4212 条	成果品
第3章	砂防構造物設計	第1節	砂防構造物設計	第 4301 条	砂防構造物設計の種類
		第2節	砂防堰堤及び床固工の設計	第 4302 条	砂防堰堤及び床固工設計の区分
				第 4303 条	砂防堰堤及び床固工予備設計
				第 4304 条	砂防堰堤及び床固工詳細設計
		第3節	溪流保全工の設計	第 4305 条	溪流保全工設計の区分
				第 4306 条	溪流保全工予備設計
				第 4307 条	溪流保全工詳細設計
		第4節	土石流対策工及び流木対策工の設計	第 4308 条	土石流対策工及び流木対策工設計の区分
				第 4309 条	土石流対策工及び流木対策工予備設計
				第 4310 条	土石流対策工詳細設計
				第 4311 条	流木対策工予備設計
				第 4312 条	流木対策工詳細設計
		第5節	護岸工の設計	第 4313 条	護岸工設計の区分
				第 4314 条	護岸工予備設計
				第 4315 条	護岸工詳細設計
		第6節	山腹工の設計	第 4316 条	山腹工設計の区分
				第 4317 条	山腹工予備設計
				第 4318 条	山腹工詳細設計
		第7節	成果品	第 4319 条	成果品
第4章	地すべり対策調査・計画・設計	第1節	地すべり対策調査・計画・設計	第 4401 条	地すべり対策調査・計画・設計の種類
		第2節	地すべり調査	第 4402 条	地すべり調査の区分
				第 4403 条	地すべり予備調査

# 設計業務等共通仕様書 目次

			第 4404 条	地すべり概査	4-71
			第 4405 条	地すべり機構解析	4-73
		第3節	地すべり対策計画	第 4406 条	4-75
		第4節	地すべり防止施設設計	第 4407 条	4-76
			第 4408 条	地すべり防止施設予備設計	4-76
			第 4409 条	地すべり防止施設詳細設計	4-78
		第5節	成果品	第 4410 条	4-80
第5章	急傾斜地対策調査	第1節	急傾斜地対策調査・計画・設計	第 4501 条	4-83
	・計画・設計	第2節	急傾斜地調査	第 4502 条	4-83
			第 4503 条	急傾斜地予備調査	4-83
			第 4504 条	急傾斜地概査	4-84
			第 4505 条	急傾斜地機構解析	4-86
		第3節	急傾斜地崩壊対策計画	第 4506 条	4-89
		第4節	急傾斜地崩壊防止施設設計	第 4507 条	4-90
			第 4508 条	急傾斜地崩壊防止施設予備設計	4-91
			第 4509 条	急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	4-92
		第5節	成果品	第 4510 条	4-95
第6章	雪崩対策調査・	第1節	雪崩対策調査・計画・設計	第 4601 条	4-99
	計画・設計	第2節	雪崩調査	第 4602 条	4-99
			第 4603 条	雪崩予備調査	4-99
			第 4604 条	雪崩解析調査	4-100
		第3節	雪崩防止施設計画	第 4605 条	4-102
		第4節	雪崩防止施設設計	第 4606 条	4-103
			第 4607 条	雪崩防止施設予備設計	4-104
			第 4608 条	雪崩防止施設詳細設計	4-105
		第5節	成果品	第 4609 条	4-108
				成果品	
第5編	ダム編				
第1章	ダム環境調査	第1節	ダム環境調査の種類	第 5101 条	5-1
		第2節	環境影響評価	第 5102 条	5-1
			第 5103 条	計画段階配慮書(案)の作成	5-1
			第 5104 条	方法書(案)の作成	5-2
			第 5105 条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	5-3
			第 5106 条	調査	5-4
			第 5107 条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	5-5
			第 5108 条	準備書(案)の作成	5-6
			第 5109 条	評価書(案)の作成	5-6
			第 5110 条	評価書の補正等	5-7
		第3節	ダム湖環境調査	第 5111 条	5-8
			第 5112 条	ダム湖環境調査の区分	5-8
			第 5113 条	魚介類調査	5-8
			第 5114 条	底生動物調査	5-9
			第 5115 条	動植物プランクトン調査	5-10
			第 5116 条	植物調査	5-10
			第 5117 条	鳥類調査	5-11
			第 5118 条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	5-11
			第 5119 条	陸上昆虫類等調査	5-12
			第 5120 条	ダム湖利用実態調査	5-13
		第4節	成果品	第 5121 条	5-14
第2章	ダム治水計画	第1節	ダム治水計画の種類	第 5201 条	5-15
		第2節	治水計画	第 5202 条	5-15
			第 5203 条	治水計画の区分	5-15
			第 5204 条	洪水調節計画	5-17
		第3節	利水計画	第 5205 条	5-18
			第 5206 条	正常流量確保計画	5-17
			第 5207 条	利水計画の区分	5-18
			第 5208 条	低水流出解析	5-19
		第4節	成果品	第 5209 条	5-20
第3章	ダム地質調査	第1節	地質調査の種類	第 5301 条	5-21
		第2節	地形調査	第 5302 条	5-22
		第3節	広域調査	第 5303 条	5-23
		第4節	地表地質踏査	第 5304 条	5-24
			第 5305 条	地表地質踏査の基本的事項	5-25
			第 5306 条	ダムサイト候補地選定地表地質概査(1/5,000)	5-25
			第 5307 条	ダムサイト地表地質概査(1/2,500)	5-27
			第 5308 条	ダムサイト地表地質調査(1/500)	5-28
			第 5309 条	堤体材料採取候補地選定地表地質概査(1/5,000)	5-30
			第 5310 条	堤体材料採取候補地地表地質概査(1/2,500)	5-31
			第 5311 条	堤体材料採取候補地地表地質調査(1/1,000)	5-32
			第 5312 条	貯水池周辺地表地質概査(1/2,500)	5-34
			第 5313 条	貯水池周辺地表地質調査(1/1,000)	5-36
		第5節	物理探査	第 5314 条	5-37
			第 5315 条	物理探査の基本的事項	5-37
		第6節	透水試験	第 5316 条	5-37
			第 5317 条	物理探査	5-37
		第7節	横坑調査	第 5318 条	5-38
			第 5319 条	ルジオンテストの基本的事項	5-38
		第8節	岩盤試験	第 5320 条	5-39
			第 5321 条	ルジオンテストおよび考察	5-39
			第 5322 条	横坑調査の基本的事項	5-40
			第 5323 条	横坑観察	5-40
		第9節	孔内観察	第 5324 条	5-41
		第10節	地質解析	第 5325 条	5-41
			第 5326 条	岩盤試験の基本的事項	5-41
			第 5327 条	岩盤直接せん断試験	5-41
			第 5328 条	岩盤変形試験	5-42
			第 5329 条	孔内観察	5-44
			第 5330 条	地質解析の基本的事項	5-45

# 設計業務等共通仕様書 目次

		第 5324 条	ダムサイト地質比較検討(1/5,000)	5-45
		第 5325 条	堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000)	5-47
		第 5326 条	ダムサイト地質解析(1/2,500)	5-48
		第 5327 条	ダムサイト地質解析(1/500)	5-49
		第 5328 条	堤体材料採取候補地地質解析(1/2,500)	5-51
		第 5329 条	堤体材料採取候補地地質解析(1/1,000)	5-52
		第 5330 条	地質考察の基本的事項	5-53
		第 5331 条	ダムサイト地質考察	5-53
		第 5332 条	堤体材料採取候補地地質考察	5-54
		第 5333 条	貯水池周辺地質考察	5-55
		第 5334 条	ダムサイト地質総合解析(概略設計段階)(1/500)	5-56
		第 5335 条	ダムサイト地質総合解析(実施設計段階)(1/500)	5-58
		第 5336 条	堤体材料採取候補地地質総合解析(1/1,000)	5-60
	第 11 節	第 5337 条	ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種)	5-62
		第 5338 条	堤体材料採取地掘削時材料評価	5-63
		第 5339 条	堤体材料採取地掘削面スケッチ	5-64
	第 12 節	第 5340 条	第四紀断層調査の基本的事項	5-65
		第 5341 条	第四紀断層調査(一次調査その 1)	5-65
	第 13 節	第 5342 条	成果品	5-67
第 4 章	ダム本体設計	第 1 節	ダム本体設計の種類	5-72
		第 2 節	重力式コンクリートダム本体設計	5-72
		第 5403 条	計画設計	5-72
		第 5404 条	概略設計	5-74
		第 5405 条	実施設計	5-77
	第 3 節	第 5406 条	ゾーン型フィルダム本体設計の区分	5-81
		第 5407 条	計画設計	5-82
		第 5408 条	概略設計	5-84
		第 5409 条	実施設計	5-87
	第 4 節	第 5410 条	成果品	5-92
第 5 章	ダム付帯施設設計	第 1 節	ダム付帯施設設計の種類	5-98
		第 2 節	ダム管理用発電設計	5-98
		第 5502 条	ダム管理用発電設計の区分	5-98
		第 5503 条	可能性調査	5-98
		第 5504 条	実施設計	5-99
	第 3 節	第 5505 条	付帯施設設計の区分	5-101
		第 5506 条	概略設計	5-101
		第 5507 条	実施設計	5-102
	第 4 節	第 5508 条	成果品	5-104
第 6 章	施工計画及び施工設備設計	第 1 節	ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	5-105
		第 2 節	コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	5-105
		第 5602 条	コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分	5-105
		第 5603 条	概略設計	5-105
		第 5604 条	実施設計	5-108
	第 3 節	第 5605 条	施工計画・仮設備設計の区分	5-113
		第 5606 条	概略設計	5-113
		第 5607 条	実施設計	5-116
第 7 章	ダム点検	第 5608 条	成果品	5-121
第 8 章	その他	第 1 節	ダム総合点検	5-125
		第 1 節	背水計算	5-128
		第 2 節	水理模型実験	5-128
		第 5803 条	水理模型実験の種類と範囲及び条件	5-129
		第 5804 条	重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験	5-129
		第 5805 条	フィルダム洪水吐き水理模型実験	5-131
		第 5806 条	放流管抽出水理模型実験	5-132
	第 3 節	第 5807 条	骨材破砕試験・解析の種類	5-133
		第 5808 条	骨材破砕試験・解析	5-133
	第 4 節	第 5809 条	コンクリート配合試験・解析の種類	5-135
		第 5810 条	コンクリート配合試験・解析	5-135
	第 5 節	第 5811 条	グラウチング試験・解析	5-136
	第 6 節	第 5812 条	グラウチングデータ整理・解析	5-137
	第 7 節		成果品	5-138
第 6 編	道路編			
第 1 章	道路環境調査	第 1 節	環境影響評価	6-1
		第 6101 条	環境影響評価の区分	6-1
		第 6102 条	計画段階配慮書(案)の作成	6-1
		第 6103 条	方法書(案)の作成	6-2
		第 6104 条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	6-3
		第 6105 条	調査	6-3
		第 6106 条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	6-4
		第 6107 条	準備書(案)の作成	6-4
		第 6108 条	評価書(案)の作成	6-5
		第 6109 条	評価書の補正等	6-5
		第 6110 条	成果品	6-6
第 2 章	交通現況調査	第 1 節	交通現況調査の種類	6-7
		第 2 節	交通量調査	6-7
		第 6201 条	交通量調査の区分	6-7
		第 6202 条	単路部交通量調査	6-7
		第 6203 条	交差点部交通量調査	6-7
		第 6204 条	速度調査の区分	6-8
	第 3 節	第 6205 条	走行速度調査	6-8
		第 6206 条		

## 設計業務等共通仕様書 目次

		第 6207 条	旅行速度調査	6-9
		第 6208 条	起終点調査の種類	6-9
		第 6209 条	路側OD調査	6-9
		第 6210 条	オーナーインタビューOD調査	6-10
	第5節	第 6211 条	交通渋滞調査	6-11
	第6節	第 6212 条	駐車場調査の区分	6-12
		第 6213 条	駐車場施設実態調査	6-12
		第 6214 条	駐車単位調査	6-13
	第7節	第 6215 条	成果品	6-14
第3章	道路網・路線計画	第 6301 条	道路網・路線計画の種類	6-15
	第1節	第 6302 条	現況調査	6-15
	第2節	第 6303 条	交通量推計調査	6-15
	第3節	第 6304 条	道路網・路線計画	6-17
	第4節	第 6305 条	成果品	6-18
第4章	道路設計	第 6401 条	道路設計の種類	6-19
	第1節	第 6402 条	道路設計の区分	6-19
	第2節	第 6403 条	道路概略設計	6-19
		第 6404 条	道路予備設計(A)	6-21
		第 6405 条	道路予備修正設計(A)	6-22
		第 6406 条	道路予備設計(B)	6-22
		第 6407 条	道路予備修正設計(B)	6-24
		第 6408 条	道路詳細設計	6-24
	第3節	第 6409 条	歩道設計の区分	6-27
		第 6410 条	歩道詳細設計	6-27
	第4節	第 6411 条	平面交差点設計の区分	6-28
		第 6412 条	平面交差点予備設計	6-28
		第 6413 条	平面交差点詳細設計	6-30
	第5節	第 6414 条	立体交差設計の区分	6-31
		第 6415 条	ダイヤモンド型IC予備設計	6-31
		第 6416 条	ダイヤモンド型IC詳細設計	6-32
		第 6417 条	トランペット・クローバー型IC予備設計	6-34
		第 6418 条	トランペット・クローバー型IC詳細設計	6-35
	第6節	第 6419 条	道路休憩施設設計の区分	6-36
		第 6420 条	道路休憩施設予備設計	6-36
		第 6421 条	道路休憩施設詳細設計	6-37
	第7節	第 6422 条	一般構造物の区分	6-39
		第 6423 条	一般構造物予備設計	6-39
		第 6424 条	一般構造物詳細設計	6-41
		第 6425 条	落石防護柵詳細設計	6-42
		第 6426 条	一般構造物基礎工詳細設計	6-43
	第8節	第 6427 条	盛土・切土設計の区分	6-44
		第 6428 条	盛土・切土予備設計	6-44
		第 6429 条	盛土・切土詳細設計	6-45
	第9節	第 6430 条	調整池設計の区分	6-46
		第 6431 条	調整池予備設計	6-46
		第 6432 条	調整池詳細設計	6-48
	第10節	第 6433 条	成果品	6-50
第5章	地下構造物設計	第 6501 条	地下構造物設計の種類	6-56
	第1節	第 6502 条	地下横断歩道等設計の区分	6-56
	第2節	第 6503 条	地下横断歩道等基本計画	6-56
		第 6504 条	地下横断歩道等予備設計	6-57
		第 6505 条	地下横断歩道等詳細設計	6-59
	第3節	第 6506 条	共同溝設計の区分	6-62
		第 6507 条	共同溝基本検討	6-62
		第 6508 条	開削共同溝予備設計	6-64
		第 6509 条	開削共同溝詳細設計	6-66
		第 6510 条	シールド共同溝予備設計	6-68
		第 6511 条	シールド共同溝立坑予備設計	6-70
		第 6512 条	シールド共同溝詳細設計	6-72
		第 6513 条	シールド共同溝立坑詳細設計	6-75
	第4節	第 6514 条	電線共同溝設計の区分	6-77
		第 6515 条	電線共同溝予備設計	6-77
		第 6516 条	電線共同溝詳細設計	6-79
	第5節	第 6517 条	成果品	6-82
第6章	地下駐車場計画・設計	第 6601 条	地下駐車場計画・設計の種類	6-89
	第1節	第 6602 条	地下駐車場基本計画の区分	6-89
	第2節	第 6603 条	基本調査	6-89
		第 6604 条	基本計画	6-90
	第3節	第 6605 条	地下駐車場予備設計の区分	6-92
		第 6606 条	地下駐車場本体予備設計	6-92
		第 6607 条	地下駐車場設備予備設計	6-93
	第4節	第 6608 条	地下駐車場詳細設計の区分	6-95
		第 6609 条	地下駐車場本体詳細設計	6-95
		第 6610 条	地下駐車場設備詳細設計	6-97
	第5節	第 6611 条	成果品	6-98
第7章	トンネル設計	第 6701 条	トンネル設計の種類	6-101
	第1節	第 6702 条	山岳トンネル設計の区分	6-101
	第2節	第 6703 条	山岳トンネル予備設計	6-101
		第 6704 条	山岳トンネル詳細設計	6-103

## 設計業務等共通仕様書 目次

	第3節	シールドトンネル設計	第 6705 条	シールドトンネル設計の区分	6-106
			第 6706 条	シールドトンネル予備設計	6-106
			第 6707 条	シールドトンネル詳細設計	6-108
			第 6708 条	立坑予備設計	6-111
			第 6709 条	立坑詳細設計	6-113
	第4節	開削トンネル設計	第 6710 条	開削トンネル設計の区分	6-115
			第 6711 条	開削トンネル予備設計	6-116
			第 6712 条	開削トンネル詳細設計	6-117
	第5節	トンネル設備設計	第 6713 条	トンネル設備設計の区分	6-120
			第 6714 条	トンネル設備予備設計	6-120
			第 6715 条	トンネル設備詳細設計	6-122
	第6節	成果品	第 6716 条	成果品	6-126
第8章	第1節	橋梁設計の種類	第 6801 条	橋梁設計の種類	6-132
	第2節	橋梁設計	第 6802 条	橋梁設計の区分	6-132
			第 6803 条	橋梁予備設計	6-132
			第 6804 条	橋梁詳細設計	6-134
	第3節	橋梁拡幅設計	第 6805 条	橋梁拡幅設計の区分	6-136
			第 6806 条	橋梁拡幅予備設計	6-136
			第 6807 条	橋梁拡幅詳細設計	6-137
	第4節	橋梁補強設計	第 6808 条	橋梁補強設計の区分	6-139
			第 6809 条	橋梁補強予備設計	6-139
			第 6810 条	橋梁補強詳細設計	6-141
	第5節	成果品	第 6811 条	成果品	6-143
第9章	第1節	道路施設点検の修理	第 6901 条	道路施設点検の種類	6-146
	第2節	道路防災カルテ点検	第 6902 条	道路防災カルテ点検	6-146
	第3節	橋梁定期点検	第 6903 条	橋梁定期点検	6-146
	第4節	成果品	第 6904 条	成果品	6-148



# 設計業務等共通仕様書

## 第1編 共通編

### 第1章 総則

#### 第1101条 適用

- 1 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、富山県土木部が発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面、又は共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 測量業務及び地質、土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

#### 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 調査職員とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務等を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者をいう。
- 2 検査員とは、設計業務等の完了の検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 3 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 4 照査技術者とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 5 担当技術者とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 6 同等の能力と経験を有する技術者とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 7 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- 8 設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 9 仕様書とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

- 10 共通仕様書とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 11 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 12 現場説明書とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- 13 質問回答書とは、現場説明書その他に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 14 図面とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 15 指示とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 16 請求とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 17 通知とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 18 報告とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 19 申し出とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 20 承諾とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することを、または調査職員が受注者に対し、書面で指示した設計業務等の遂行上必要な事項について、受注者が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 21 質問とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 22 回答とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 23 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 24 提出とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 25 提示とは、受注者が調査職員または検査員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 26 連絡とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 17 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。  
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

- 27 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
- 28 書面とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 29 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算をすることをいう。
- 30 検査とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
- 31 打合せとは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 32 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 33 協力者とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 34 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 35 了解とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 36 受理とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

#### **第1103条 受発注者の責務**

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

#### **第1104条 業務の着手**

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

#### **第1105条 設計図書の支給及び点検**

- 1 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

**第1106条 調査職員**

- 1 発注者は、設計業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 4 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

**第1107条 管理技術者**

- 1 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

- 4 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 管理技術者は、第1108条第5項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。
- 7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

**第1108条 照査技術者及び照査の実施**

- 1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。  
詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を

確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

- 2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
  - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
  - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
 

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外
  - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
  - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
  - (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
  - (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。
  - (7) 基本事項の照査は、富山県土木部制定の設計業務等照査要領に基づき実施するものとする。
- 3 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

#### 第1109条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合には、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
 

なお、担当技術者が複数にわたる場合は適切な人数とし、8名までとする。
- 2 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

**第1110条 提出書類**

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、委託料に係る請求書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

**第1111条 打合せ等**

- 1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
- 2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 4 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

5 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

### 第1112条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制（緊急時含む）
- (9) 屋外で行う業務において使用する主な機器
- (10) その他

(2) 実施方針又は(10)その他には、第1131条 個人情報取扱特記事項、第1132条 安全等の確保及び第1136条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合（数量等の軽微な変更は除く）は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

5 受注者は、簡易な設計業務においては調査職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。

### 第1113条 資料の貸与及び返却

1 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。

- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

#### 第1114条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

#### 第1115条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第1116条 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。  
 なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。



なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### **第1117条 成果品の提出**

1 受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。）を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で同意した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）によるものとする。

4 受注者は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて作成した成果品を提出するものとする。

また、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議の上、決定する。

#### **第1118条 関連法令及び条例の遵守**

受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### **第1119条 検査**

1 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。

2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合において、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、調査職員及び管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は、照査技術者を立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）設計業務等成果品の検査

（2）設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

**第1120条 修 補**

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

**第1121条 条件変更等**

- 1 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 調査職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

**第1122条 契約変更**

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
  - (2) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
  - (3) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第1121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
  - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

**第1123条 履行期間の変更**

- 1 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

**第1124条 一時中止**

1 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認められた場合
- (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

**第1125条 発注者の賠償責任**

1 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

**第1126条 受注者の賠償責任**

1 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

**第1127条 部分使用**

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用承諾書を発注者に提出するものとする。

**第1128条 再委託**

- 1 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の業務の再委託にあたっては、事前に発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者が、富山県土木部の建設コンサルタントの業務入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

**第1129条 成果品の使用等**

- 1 受注者は、契約書第5条第6項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

**第1130条 守秘義務**

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこ

と。

- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

## 第1131条 個人情報取扱特記事項

### 1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 2 取得の制限

受注者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 3 秘密の保持

受注者は、業務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示があるときを除き、業務を処理するために取り扱う個人情報を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 5 安全確保の措置

- (1) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。

### 6 従事者への周知及び監督

- (1) 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

(2) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### 7 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### 8 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

#### 9 資料等の返却等

(1) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（契約解除を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(2) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記（1）の規定により発注者に返却するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 10 管理状況の報告及び調査

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の管理状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

#### 11 指示

発注者は、受注者が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

#### 12 事故発生時における報告

受注者は、本条各項の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったと

きは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

13 損害のために生じた経費の負担

業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

14 名称等の公表

発注者は、受注者が本条各項の規定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の（1）から（5）までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- （1）第3項の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- （2）第4項の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- （3）第5項の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- （4）（1）から（3）までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- （5）（1）から（4）までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

**第1132条 安全等の確保**

- 1 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連結を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - （1）屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければ

ばならない。

(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、ただちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### 第1133条 臨機の措置

1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。

2 調査職員は、天災等に伴い成果品の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 第1134条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、業務履行報告書を調査職員に提出しなければならない。

#### 第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。

2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を調査職員に提出しなければならない。

#### 第1136条 行政情報流出防止対策の強化

1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示



する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
  - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
  - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
  - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情

報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

#### **第1137条 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置**

受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

#### **第1138条 保険加入の義務**

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

#### 第4112条 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 水と緑の溪流調査報告書
- (2) 溪流環境整備計画書
- (3) 現存植生図
- (4) 管内図及び地形図 (1/5000～1/10000)
- (5) 空中写真
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

## 第2章 砂防調査・計画

### 第1節 砂防調査・計画

#### 第4201条 砂防調査・計画の種類

砂防調査・計画の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 砂防調査
- (2) 砂防計画

### 第2節 砂防調査

#### 第4202条 砂防調査の区分

砂防調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策調査(水系砂防調査)
- (2) 土石流対策調査
- (3) 流木対策調査
- (4) 火山砂防調査

#### 第4203条 土砂・洪水氾濫対策調査

##### 1. 業務目的

土砂・洪水氾濫対策調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

###### (3) 現地概査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的として現地踏査を行い、現地の状況を把握し、整理するものとする。別途現地調査を必要とする場合は、調査内容を調査職員と協議するものとする。

## (4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるとともに、対象流域の流域区分、谷次数区分などを行い、図表に取りまとめるものとする。

## (5) 降雨流出解析

受注者は、降雨流出解析について、以下の調査を実施するものとする。

## 1) 雨量等資料収集整理

対象流域および近傍の雨量資料に基づき、年最大時間・日雨量および異常出水の毎時雨量を調査する。

## 2) 統計解析

流域の主要な地点について、設計図書に示す解析条件により時間・日雨量の確率解析を行う。

## 3) 降雨特性検討

主要災害時の降雨原因、総降雨量、地域分布ならびに降雨継続時間などを調査し、その特性を把握する。

## 4) 流出解析

設計図書に基づく解析条件により流出解析を行い、計画基準点における計画ハイドログラフを設定する。

## (6) 地形・地質調査

受注者は、対象流域の地形・地質について以下の調査を実施するものとする。

## 1) 既存資料調査整理（地形）

文献・資料と貸与される地形図・空中写真をもとに、周辺の地形状況・崩壊・リニアメントなどの地形特性を整理しとりまとめる。

## 2) 既存資料調査整理（地質）

文献・既存地質図および地質資料をもとに地質概況図を作成する。

## 3) 現地調査解析（地形）

既存資料の調査整理および現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地形情報を把握する。

## 4) 現地調査解析（地質）

既存資料の調査整理および現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地質情報を把握する。

## (7) 自然環境調査

受注者は、対象流域の自然環境について以下の調査を実施するものとする。

1) 事前調査

現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献調査及び聞き取り調査により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめる。

2) 現地調査

事前調査の成果を踏まえて調査区域を現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得て、現地調査を行う。

3) 調査結果のとりまとめ

調査結果のとりまとめは、所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行う。

(8) 既存施設調査

受注者は、対象流域の既存施設について以下の調査を実施するものとする。

1) 資料収集整理

既成の砂防設備台帳により施設の分類・施設の諸元等を整理し、施設現況図を作成する。なお、他機関の施設の調査については設計図書によるものとする。

2) 現地調査とりまとめ

砂防設備台帳への未計上分の施設の諸元は、現地調査によりとりまとめるものとする。

(9) 生産土砂量調査

受注者は、対象流域の生産土砂量について、崩壊地調査、溪流調査及び変動調査を実施するものとする。

1) 崩壊地調査

空中写真もしくは実測図及び現地調査を併用し、崩壊規模と生産土砂量を調査し、新規崩壊土砂量・拡大見込み土砂量・既存崩壊残存土砂量を推定する。

2) 溪流調査

溪流調査は、支川の合流点を基準とし、河道縦断線に沿う累加距離に対して変化する溪床勾配、谷幅及び溪床土砂堆積深を把握する。

3) 変動調査

溪流調査結果に基づき溪床生産土砂量を推定する。

(10) 流送土砂量調査

受注者は、対象流域の流送土砂量について、河床材料調査、河床変動調査および流砂量調査を実施するものとする。

1) 河床材料調査

河床材料調査は、設計図書に示す調査方法を用いて、粒度分布・平均粒径ならびに必要な応じ比重・沈降速度・空隙率を調査する。

#### 2) 河床変動量調査

河床変動量計算、縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。

#### 3) 流砂量調査

流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果などから、河道を掃流区間と土石流区間とに区分し、流送形態毎に未満砂の砂防堰堤やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点における流砂量を算出する。

##### (11) 経済調査

受注者は、対象流域の経済調査および社会特性調査を実施するものとする。

##### 1) 経済調査

経済調査は、発注者より貸与される資産資料および災害実績図に基づき、設計図書に示す方法により想定氾濫区域内の経済効果の評価を行う。

##### 2) 社会特性調査

文献、他機関資料により対象流域の土地利用状況、法規制状況を調査しとりまとめる。

##### (12) 総合検討

受注者は、砂防調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、方針について記述するものとする。

##### (13) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

##### (1) 地形図

##### (2) 空中写真

##### (3) 既存地質図、地質資料

##### (4) 国立公園、天然記念物、貴重な動・植物に関する資料

##### (5) 雨量資料

##### (6) 砂防設備台帳

- (7) 他機関の施設の資料
- (8) 崩壊地実測図
- (9) 河床縦横断測量成果
- (10) 資産資料
- (11) 災害実績図
- (12) 土地利用、法規制に関する資料
- (13) 航空レーザ測量成果
- (14) 業務に関連する既往調査報告書

#### 第4204条 土石流対策調査

##### 1. 業務目的

土石流対策調査は、土石流を対象とする砂防計画立案のための調査を目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

###### (3) 現地調査

受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、最大粒径について現地調査を行うものとする。

###### (4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。

###### (5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(8)に準じるものとする。

###### (6) 移動可能土砂量調査



受注者は、空中写真判読および現地調査結果に基づき、崩壊による土砂、溪床堆積物のうち二次移動の可能性のある土砂の量・位置・堆積状況について調査するものとする。

(7) 土石流によって運搬できる土砂量の調査

受注者は、雨量、流動中の土石流の容積濃度を考慮して、計画規模の土石流によって運搬できる土砂量の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(12)に準じるものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料

(4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料

(5) 雨量資料

(6) 土石流危険溪流カルテ

(7) 航空レーザ測量成果

(8) 業務に関連する既往調査報告書

**第4205条 流木対策調査**

1. 業務目的

流木対策調査は、流木の流出による災害対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、流域現況、既存施設、流木の発生原因、流木の発生場所・量・長さ・直径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域現況調査

受注者は、対象流域の現況について下記の調査を行うものとする。

1) 地形調査

文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。

2) 地質調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地質について調査し、とりまとめる。

3) 林相調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。調査はサンプリングによる調査を標準とする。

4) 荒廃状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の荒廃状況について調査し、とりまとめる。

5) 既往災害調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の既往災害について調査し、とりまとめる。

6) 保全対象の状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の保全対象の状況について調査し、とりまとめる。

(5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(8)に準じるものとする。

(6) 流木の発生原因の調査

受注者は、流域現況調査結果を総合的に判断し、流木の発生原因を調査するものとする。

(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査

受注者は、現地調査、空中写真判読および過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所、量、長さ、直径の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(12)に準じるものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 地形・地質、林相、荒廃状況、既往災害、保全対象、に関する文献・資料

(4) 砂防設備台帳、他機関の施設に関する資料

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

## 第4206条 火山砂防調査

1. 業務目的

火山砂防調査は、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 火山活動履歴調査

受注者は、文献・資料により対象火山の火山活動履歴について調査するものとする。

(4) 現地調査

受注者は、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて土砂移動実績、流動物質の性質など業務実施に伴い必要となる事項について現地調査を行うものとする。

(5) 土砂移動実績図の作成

受注者は、空中写真判読、現地調査により、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて過去の主要な土砂移動の範囲と規模を示す土砂移動実績図を作成するものとする。

(6) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(12)に準じるものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 火山活動履歴に関する文献・資料

(4) 雨量資料

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

### 第3節 砂防計画

#### 第4207条 砂防計画の区分

砂防計画は以下の区分により行うものとする。

(1) 土砂・洪水氾濫対策計画

(2) 土石流対策計画

(3) 流木対策計画

(4) 火山砂防計画

**第4208条 土砂・洪水氾濫対策計画**

## 1. 業務目的

土砂・洪水氾濫対策計画は、土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。

## 2. 業務内容

## (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

## (2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設配置計画に必要な事項について調査を行うものとする。

## (3) 計画土砂量等検討

受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量、計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。

## 1) 基本方針策定

計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。

## 2) 計画生産土砂量

土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。

## 3) 計画流出土砂量

土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。

## (4) 砂防施設配置計画

受注者は、砂防施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。

## 1) 基本事項検討

土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流総制御計画について検討する。

## 2) 施設配置計画

既存砂防施設による施設効果および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

## 3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した施設の対策優先度を検討する。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 計画土砂量等検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。
- 4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性の確認をする。

(6) 総合検討

受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査および土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 水系砂防調査の成果品
- 2) 地形図
- 3) 空中写真
- 4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- 5) 航空レーザ測量成果
- 6) 業務に関連する既往調査報告書

**第4209条 土石流対策計画**

1. 業務目的

土石流対策計画は、土石流対策調査の結果に基づいて、土石流に対する砂防計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、土石流対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画諸元の設定

受注者は、流域の特性を考慮し、土石流対策の計画基準点および降雨量の年超過確率等から計画規模を設定するものとする。

(4) 計画流出土砂量の設定

受注者は、計画規模の土石流による計画流出土砂量を設定するものとする。

(5) 土石流による被害の推定

受注者は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

(6) 土石流対策施設配置計画

受注者は、土石流施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

計画流出土砂量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本事項を検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、土石流の抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について優先度を検討する。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。

(8) 総合検討

受注者は、土石流対策調査および土石流対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策調査の成果品
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

## 第4210条 流木対策計画

### 1. 業務目的

流木対策計画は、流木対策調査の結果に基づいて、流木の流出による災害対策の検討を目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

#### (2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、流木対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

#### (3) 計画流木量の設定

受注者は、計画基準点に流出する流木の量、長さ、直径を検討するものとする。

#### (4) 流木による被害の推定

受注者は、計画規模の流木が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

#### (5) 流木対策施設配置計画

受注者は、流木対策施設配置計画について以下の検討を行うものとする。

##### 1) 基本事項検討

計画流木量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本的事項を検討する。

##### 2) 施設配置計画

既存砂防施設による基本事項の検討結果に基づき、計画対策施設の位置、工種、規模を検討する。

##### 3) 対策優先度の検討



基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、流木の生産抑制・捕捉などの対策施設の対策優先度を検討する。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。

(7) 総合検討

受注者は、流木対策調査および流木対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 流木対策調査の成果品
- (2) 地形図
- (3) 空中写真

## 第4211条 火山砂防計画

1. 業務目的

火山砂防計画は、火山砂防調査の結果に基づいて、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、火山砂防計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(4) 計画対象現象と計画対象量の設定

受注者は、噴火対応、降雨対応のそれぞれについて以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応計画対象量設定

噴火対応については、火山泥流・溶岩流・火砕流などの現象のうち対象火山の噴火履歴・土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、現象ごとに土砂量算定点を設けてそれぞれの計画対象量を設定する。

2) 降雨対応計画対象量設定

降雨対応については、火山泥流・土石流等の現象のうち対象火山の土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、基準点を設けて計画対象量を設定する。

(5) 火山災害予想区域図の作成

受注者は、前項で設定した各現象の影響の範囲と影響の程度を示す火山災害予想区域図を作成するものとする。

(6) 保全対象の設定

受注者は、火山災害予想区域図で想定される土砂移動の影響範囲において、保全対象を現象ごとに把握するものとする。

(7) 火山対策砂防施設配置計画

受注者は、火山対策砂防施設配置計画について以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応基本対策検討

噴火対応については、計画対象現象と計画対象量の検討結果に基づき、火山砂防計画の基本対策を検討する。

2) 降雨対応対策検討

降雨対応については、既存砂防施設による土砂整備率を算定すると共に、計画対象土砂量を合理的かつ効果的に処理するための土石流などの抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について検討する。

(8) 警戒避難体制整備計画

受注者は、計画対象現象から人命を守るための、警戒避難体制整備計画の基本対策を検討するものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。

(10) 総合検討

受注者は、火山砂防調査および火山対策砂防施設計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(1) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 火山対策砂防調査の成果品
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

**第4節 成果品**

**第4212条 成果品**

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。

## (1) 土砂・洪水氾濫対策調査 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地概査	現地写真ルートマップ 結果とりまとめ		
流域特性調査	流域区分図	1:100,000 ～1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000 ～1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1:25,000～1:50,000	
	保全対象位置図	1:25,000～1:150,000	
降雨流出解析	年最大時間雨量・日雨量		
	異常出水時の毎時雨量表		
	雨量の確率計算書		
	計画ハイドログラフ		
地形・地質調査	地形概況図	1:25,000～1:50,000	
	地質概況図	1:25,000～1:50,000	
自然環境調査	国立公園、天然記念物、貴重動植物の 分布図	1:25,000～1:50,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
生産土砂量調査	崩壊地分布図	1:5,000～1:25,000	
	溪流調査図		
流送土砂量調査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000～1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1:5,000～1:25,000	
経済調査	土地利用・法規制状況図	1:25,000～1:50,000	
報告書作成	報告書		

## (2) 土石流対策調査 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 最大礫調査結果、 結果とりまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

## (3) 流木対策調査 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	林相図	1:5,000～1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
	サンプリング調査結果		
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

## (4) 火山砂防調査 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
火山活動履歴調査	火山活動履歴図、ルートマップ 結果とりまとめ		
現地調査	現地写真		
	既往災害状況図	1:5,000～1:25,000	
土砂移動実績図の作成	土砂移動実績図 (ディザスターマップ)	1:25,000～1:50,000	
報告書作成	報告書		

## (5) 土砂・洪水氾濫対策計画 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真		
計画土砂量等検討	流域区分・基準点位置図	1:5,000～1:25,000	
砂防施設配置計画	砂防施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

## (6) 土石流対策計画 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
土石流対策施設配置計画	土石流対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

## (7) 流木対策計画 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

## (8) 火山砂防計画 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
火山対策施設配置計画	火山対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
	火山災害予想区域図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(1) 測量調査資料

- 1) 地形図 (縮尺 1/500～1/1,000)
- 2) 縦断面図 (縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/500～1/1,000)
- 3) 横断面図 (縮尺 1/100～1/200)

(2) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(3) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料
- 3) 業務に関連する既往調査報告書

**第7節 成果品**

**第4319条 成果品**

受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。

- (1) 砂防堰堤及び床固工の設計

## 1) 砂防堰堤及び床固工予備設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討		
配置設計	(1) 砂防堰堤・床固工形式の選定 (2) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 本體工設計、設計計算、 一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流工概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	位置図	1:2,500~1:50,000	
	平面図	1:500~1:1,000	
	縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	構造図	1:100~1:500	



## 2) 溪流保全工詳細設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算書	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討		
	(2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断面図	H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200	
	(3) 標準構造図	1:50～1:200	

2) 土石流対策工詳細設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 付属施設の設計 (4) 景観設計		
施工計画概要書	(1) 施工計画		
	(2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1/1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 施工計画図	1:100~1:1,000	

## 3) 流木対策工予備設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	(1) 照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断面図	縦 1:100～1:200 横 1:500～1:1000	
	(3) 標準構造図	1:50～1:200	

## 2) 護岸工詳細設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 計画諸元 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 仮設構造物設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画		
	(2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

## (5) 山腹工の設計

## 1) 山腹工予備設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 工種、工法の検討 (3) 構造物の位置 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	配置案作成		
施設設計検討	(1) 斜面安定計算、設計計算 (2) 基本図面 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	施工計画		
照査	照査報告書費		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体位置図 (2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500	

## 2) 山腹工詳細設計の成果品 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計条件の検討 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地形地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設構 造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	1:100~1:500	
	(4) 横断面図	1:10~1:500	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

## 第4章 地すべり対策調査・計画・設計

### 第1節 地すべり対策調査・計画・設計

#### 第4401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類

地すべり対策調査・計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 地すべり調査
- (2) 地すべり対策計画
- (3) 地すべり防止施設設計

### 第2節 地すべり調査

#### 第4402条 地すべり調査の区分

地すべり調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 地すべり予備調査
- (2) 地すべり概査
- (3) 地すべり機構解析

#### 第4403条 地すべり予備調査

##### 1. 業務目的

本業務は、地すべり地、地すべり地域について、精査における地すべり機構と対策計画のために必要な地形・地質などの資料を整備し、地すべり地の予察を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項をとりまとめるものとする。

###### (3) 地形判読及び地すべり地の予察